

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から8年が経過した。震災で被災し、経済的な理由により就学等が困難な子どもを対象とした「被災児童生徒就学支援等事業」が、全額国庫負担による単年度の交付金事業として行われており、令和元年度も東日本大震災復興特別会計の被災児童生徒就学支援等事業交付金として44億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む。）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料の減免等が実施されており、被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

本事業は、全国各地に避難している子どもたちを対象としており、福島県では、平成30年4月時点で1万7,000人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っている（福島県こども・青少年政策課公表）。

経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、この子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援が必要であり、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

一方で、事業に係る予算措置は単年度のため、事業の終了または規模の縮小となれば、自治体負担となることが危惧される。

復興庁は、平成30年12月18日に「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を公表した。被災した児童生徒等に対する支援については、復興・創生期間後も家族や住居を失い、心のケア等の支援が必要な児童生徒が一定数就学している学校が残る可能性があり、特別な教員の加配、スクールカウンセラーの配置等の支援について、一定期間継続が必要であるとの要望があると報告している。

平成31年3月8日には、『「復興・創生期間」における東日本

大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定され、復興・創生期間後における復興の基本的な方向性を示した。この中で被災者支援の具体的な取組において、被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組むと示している。

福島復興・再生に向けた動きは本格的に始まっているが、これからも「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による支援は必要である。

よって、本市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和2年度及び復興・創生期間後においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出先】

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

総務大臣 石田 真敏 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

文部科学大臣 柴山 昌彦 殿

復興大臣 渡辺 博道 殿